				言用保険法 よる認定申		5項第7号	- 平成	4	丰	月	日
東根	市長	土田	正剛 殿								
					申請者 <u>住 所</u>						
					氏 名					印	
私は, が、経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障を生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。											
記											
1 金融機関からの総借入金残高のうち からの借入金残高の占める割										割合	
									%(A/	<u>B)</u>	
A	年	月	日の		からの	借入金残	肯			円	
В	年	月	日の金融機	関からの約	総借入金列	高				円	
2 からの借入金残高の減少率 <u>%((D-C)/D×100)</u>											
С	年	月	日の		からの	借入金残	前 <u> </u>			円	
D	年	月	目(Cの前	ĵ年同期を詞	記入のこと	(<u>)</u>			からの	借入金	残高
										円	
3 金融機関からの総借入金残高の減少率 <u>%((F-E)/F×100)</u>											
E	年	月	日の金融機	関からの約	総借入金列	高				円	
F	年	月	日 (Eの前	i年同期を記	記入のこと	:) の金融村	幾関から	うの総	借入金	残高	
										<u>円</u>	
								東商行	観発第		号
平成 年 月 日											
申請 ※注			違ないこと [≥] 有効期間: ³		: : 月	日から平	成	年	月	日まて	<u> </u>
						東根市	i長 ———	土田	正剛		

(留意事項)

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。